

※「茨城県水道普及促進支援事業」に係る質疑応答を抜粋して掲載しています

	Q	A
1	一度補助適用を受けた申請者が、再申請することは不可とのことだが、アパートの大家さんが各戸に対する減免等適用を受けたあと、新たに別棟を立てた場合も対象外となるのか。	対象外と想定しているのは、実際に水道利用する人の複数回利用であり、お尋ねの場合は、加入手続きする人と居住者(実際の水道利用者)が異なると考えられるので、補助対象として差し支えありません。
2	アパートの共用部(散水栓等)へのメーターについては、補助の対象としてよいか。	水道の利用区分は生活用水ですが、住宅内の利用ではない(別表2(6)「住宅ではないと明らかに認められるもの」)場所での使用になりますので、補助対象外としてください。
3	水道加入金を先に納入して、実際に水道接続するタイミングが異なる場合、加入金減免を補助金適用の対象としてよいか。	減免の要件において接続の期限を定めている場合は、対象としても差し支えありません。ただし、要件を定めても水道接続工事が実施されない可能性がないわけではありませんので、工事申込時等、接続がより確実な場合を要件と定めるか、工事費の補助に本制度を利用するよう検討をお願いします。
4	県要綱の趣旨からは井戸水からの転換のみを対象とするようにも読み取れるが如何。	移住等による新規の加入であっても安心・安全な水道水を利用してもらい、普及率向上に資する点は変わらないため、生活用水利用目的での新規加入であれば、井戸水転換以外の場合も対象となります。
5	4に関連して、戸建住宅の新築時における水道加入時も補助対象としてよいか。また、集合住宅建設時の場合は、人が実際に住む前に先にオーナー等が加入手続きを取ることになると思われが、それも補助対象としてよいか。	いずれの場合も対象として差し支えありません。 *3について考慮願います。
6	補助額は最大3万円とのことだが、消費税込みの額か。	税込で最大3万円までです。
7	非公営簡易水道からの転換は補助対象となるか。	水道事業に加入(接続)をしている状況には変わりがないため、対象外となります。
8	当事業体では、県水を受水し、かつ企業局から使用料金の減免の適用を受けている。(すでにそれを元に加入時の減免制度を実施している)本補助金と併用することは可能か。	併用は可能です。なお、説明会でも申し上げたとおり、既存で事業を実施されている場合は、本補助金は補助額の拡充(従来補助分と別に乗せ)として頂くよう、加入者に対する補助と位置づける本制度の主旨をご理解賜りますようお願い致します。また、県水を受水していて、かつ補助事業を未実施の事業体にあつては、本補助金の活用と併せて企業局の減免制度の新規申請も御検討願います。
9	生活の基盤の住宅と共に営業等目的と一緒に使用している場合は補助対象で良いのか。	水道利用実態の仕分けが難しい場合、建築基準法における兼用住宅の定義に準じ、住居に供する面積が主(過半)となるものは、補助対象として差し支えありません。 *居住スペースがあつても、明らかに居住実態がない(主でない)と判断できる場合は対象外です。また、料金体系上で利用区分を行っている事業者様にあつては当該基準を準用してください。
11	既に水道が加入されている区画において、水道を接続する建屋が増減する際の取扱いは如何	水道メーターが増加(=新規給水世帯)となる場合は、当該加入について補助対象として差し支えありません。一方で、増口径による対応については、対象外としてください。
12	高齢者向け居住型介護施設、寮等についても対象として良いか。	対象として差し支えありません。ただし、例えば高齢者向け施設であれば通所施設等、居住目的外に区分できる利用については、対象外としてください。